(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	セット有無	最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
新潟・北信濃・会津周遊型	通常プラン	２日間	4,900円	6,200円
		３日間	6,100円	7,600円
	セットプラン	３日間	4,900円	6,200円

	(ﾆ)(c)に定める区間	最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
発着周遊型	Ａ区間	３日間	8,800円	11,000円
	Ｂ区間		7,900円	10,000円

(ﾊ)　実施する期間

令和７年４月１日から令和９年４月２日まで。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)

(ﾆ)　適用区間

(a)　新潟・北信濃・会津周遊エリア

磐越自動車道の猪苗代磐梯高原インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の上田菅平インターチェンジから上越ジャンクションまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(b)　新潟周遊エリア

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(c)　出発及び到着エリア

Ａ区間	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間。
Ｂ区間	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの区間。

(ﾎ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱ツを次のとおり改める。

ツ　北関東セット型汎用プラン

(ｲ)　割引をする自動車

(ﾊ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ﾆ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）(以下「茨城プラン」という。)、(ﾆ)(b)に定める区間を通行（以下「栃木プラン」という。）又は(ﾆ)(c)に定める区間を通行（以下「群馬プラン」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ﾛ)に定める最大日数の開始日が令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
茨城プラン	２日間	4,000円	5,000円
栃木プラン	２日間	4,200円	5,300円
群馬プラン	２日間	4,100円	5,100円

(ﾊ)　実施する期間

令和７年４月１日から令和９年４月１日まで。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)

(ﾆ)　適用区間

(a)　茨城プラン

常磐自動車道の三郷インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の桜川筑西インターチェンジから水戸南インターチェンジまで、東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで及び首都圏中央連絡自動車道の五霞インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(b)　栃木プラン

東北自動車道の川口ジャンクションから那須高原スマートインターチェンジまで並びに北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから真岡インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の坂戸インターチェンジから境古河インターチェンジまでの区間。

(c)　群馬プラン

関越自動車道の練馬インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで、北関東自動車道の高崎ジャンクションから太田桐生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間。

(ﾎ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。